


《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第220号

今回のテーマ「出入国在留管理庁の失踪問題への対応」について

出入国在留管理庁は技能実習生の失踪に関する資料を更新しました。

失踪技能実習生を減少させるための施策



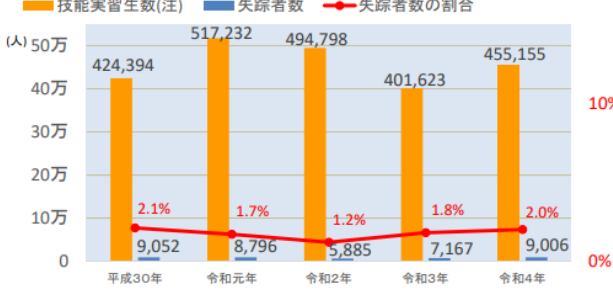
世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	70
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	70
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	55
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	11
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	5
その他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	54

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもので(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)
 (注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「ラオス」及び「バングラデシュ」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「ラオス」及び「バングラデシュ」の数値については「その他」として集計しているため計上できない)